

# 6月定例会の結果を報告します

6月定例会が6月5日から6月21日まで開かれ、暴力団排除条例の制定などの他、条例案件や人事案件など15議案を審議。原案のとおり可決・承認・同意し、議員提出の2議案も併せて可決しました。

## 6月5日 本会議

〔議第51号〕高山市印鑑条例等の一部を改正する条例について

住民基本台帳法の改正及び外国人登録法の廃止に伴う関係条例の条文整備。

〔質疑〕外国人登録法が廃止になった背景は。

〔答弁〕日本在住の外国人の増加、および入国・在留目的の多様化により、各種行政で入国・在留状況を正確に把握する重要性が増している。

〔質疑〕高山市に与える影響は何か。

〔答弁〕外国人は外国人登録法により管理されていたが、日本人と同様に住民基本台帳に記載され一元管理される。また、国と市の関係で外国人の在留資格等についての情報がオンライン化される。

〔質疑〕市内に在住する外国人に対して、どのように周知するのか。

〔答弁〕外国人住民の方には仮の住民票を作成、

送付し内容確認の後、住民票に移行する。

〔質疑〕高山市において在留外国人は何人か。

〔答弁〕本年4月1日現在581人で国別では、主に中国251人、韓国・朝鮮167人、フィリピン83人となっている。

〔質疑〕住民票に記載できない方への対応は。

〔答弁〕法施行がされる7月までに在留資格の期限が切れる方が22名いるため、対象者は入国管理局で在留資格の延長手続きが必要となる。

〔質疑〕印鑑について通称やカタカナも可能とされるが、印鑑に制約はあるのか。

〔答弁〕基本的に現行どおりであるが、大きさのなど規定はある。また、新たな住民基本

台帳に記載された通称やカタカナであれば印鑑登録にも使用可能となる。

以上のような質疑の後、全員一致で可決しました。

〔議第54号〕証明書交付等に関する事務の委託についての規約の変更について

外国人登録法の廃止に伴う条文整備。

〔議第55号〕高山市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定における取扱事務の変更について

外国人登録法の廃止等に伴い規約等の変更を行なうもの。

〔議第57号〕財産の取得について（消防ポンプ自動車）

消防ポンプ自動車3台及び水槽付消防ポンプ自動車1台を取得。高山支団、清見支団、荘川支団でCD・I型消防ポンプ自動車を、高山消防署国府分署にI・A型水槽付消防ポンプ自動車を設置するもの。

取得金額  
9145万5千円

取得する同型（CD・I型）の消防ポンプ自動車



契約の相手方  
岐阜日野自動車株  
高山支店

## 6月21日 本会議

〔議第49号〕高山市暴力団排除条例について

〔議第50号〕高山市情報公開条例の一部を改正する条例について

〔議第52号〕高山市税条例の一部を改正する条例について

右記3議案について

は、総務企画委員長の報告の後、全員一致で可決しました。

※P5の委員会審査  
参照

〔議第53号〕友好都市提携について

〔議第56号〕市有財産